

問 1 石岡市役所本庁舎 2 八郷総合支所 TEL 43-1111（代表）

※料金の記載のないものは無料。

児童扶養手当の現況届を提出しましょう

▶児童扶養手当は、ひとり親家庭を対象に支給される手当です。提出がない場合、8月以降の手当は支給されませんので、ご注意ください。なお、該当者には8月上旬に通知書を郵送します。

期間／8月5日(月)～9日(金)

午前8時30分～午後5時15分

※水曜日は午後7時まで。

提出場所／こども福祉課（本庁）
市民窓口課（支所）

提出書類

- ①児童扶養手当現況届
- ②養育費に関する申告書
- ③受給資格確認票

※その他必要に応じて、提出書類があります。

手当の支給額（月額）

児童1人

全部支給 42,910円

一部支給 42,900円～10,120円

児童2人目の加算額

全部支給 10,140円

一部支給 10,130円～5,070円

児童3人目以降の加算額

（1人につき）

全部支給 6,080円

一部支給 6,070円～3,040円

問 1 こども福祉課 TEL 23-7331

問 1 保険年金課 TEL 23-7318

▼10月1日から小児マル福制度の外来の対象範囲を18歳まで拡大します。助成を受けるには「医療福祉費受給者証」が必要になりますので申請してください。申請書は対象者へ郵送します。すでに【入院のみ】の受給者証をお持ちの方は申請不要です。8月末までに申請された方には、9月末までに「医療福祉費受給者証」を郵送します。

お知らせ

小児マル福外来
18歳まで拡大

問 茨城県産婦人科医会
TEL 029-241-1130

▼不妊症について、助産師や不妊カウンセラーと共に妊活ストレッチやミニ講話を交えながら、疑問や悩んでいること、聞いてみたいことなど、みんなで一緒に話ししてみませんか。
日時／9月1日(日)
午後2時～4時
会場／茨城県三の丸庁舎
申込方法／8月26日(木)までに電話で申し込み

お知らせ

「妊活会」
開催

問 茨城青年司法書士協議会
TEL 029-291-7856

▼茨城青年司法書士協議会（共催 茨城司法書士会）と全国青年司法書士協議会では、養育費に関する無料電話相談会を開催します。
日時／9月7日(土)
午前10時～午後4時
TEL 0120-567-301
（フリーダイヤル）
※相談料は無料。秘密厳守。

相談

養育費相談会

申・問 2 支所総務課
（内線1335）

▼八郷地区の人を対象に食用油の回収を実施します。職員が自宅まで伺いますので、希望する人はご連絡ください。
回収日／
①8月20日(火) 柿岡・小幡・葦穂・恋瀬地区
②8月21日(水) 瓦会・園部・林・小桜地区
申込方法／回収日前日までに電話で申し込み

お知らせ

食用油の
回収を実施

広告掲載欄

広告掲載欄

メールマガジンで
防災情報を発信中
 今すぐメルマガに登録を！



☎ 社会福祉法人 茨城いのち
 の電話 事務局
 Tel 029・852・8505



申込方法／ネット申込み
[https://www.kokuchpro.com/
 event/ind20190810/](https://www.kokuchpro.com/event/ind20190810/)

講師／諸富 祥彦氏
 (明治大学文学部教授)

テーマ／「子どもの生きづら
 さに耳を傾けるー自殺防止
 のためにー」

会場／つくば国際会議場
 中会議室202
 (つくば市竹園2・20・3)

日時／8月10日(土)
 午後2時～4時

お知らせ
**「自殺予防講座」
 開催**

問1 介護保険室
 Tel 23・7327

普通徴収の納期と納期限
 第3期 9月2日(月)
 第4期 10月31日(木)
 第5期 12月25日(水)
 第6期 令和2年3月2日(月)

▼介護保険料が年金から天引
 きされない普通徴収の人に
 は8月中旬に「介護保険料
 額決定通知書兼納入通知書」
 を送付します。各納期限ま
 でに納めてください。

▼年金天引きされない人へ
 開始通知書を送付します。

▼介護保険料が年金から天引
 きされる特別徴収の人には
 8月上旬に「介護保険料額
 決定通知書兼特別徴収変更
 開始通知書」を送付します。

▼年金天引きの人へ
 介護保険料が年金から天引
 きされる特別徴収の人には
 8月上旬に「介護保険料額
 決定通知書兼特別徴収変更
 開始通知書」を送付します。

▼介護保険料が年金から天引
 きされる特別徴収の人には
 8月上旬に「介護保険料額
 決定通知書兼特別徴収変更
 開始通知書」を送付します。

▼年金天引きの人へ
 介護保険料が年金から天引
 きされる特別徴収の人には
 8月上旬に「介護保険料額
 決定通知書兼特別徴収変更
 開始通知書」を送付します。

▼介護保険料が年金から天引
 きされる特別徴収の人には
 8月上旬に「介護保険料額
 決定通知書兼特別徴収変更
 開始通知書」を送付します。

▼年金天引きの人へ
 介護保険料が年金から天引
 きされる特別徴収の人には
 8月上旬に「介護保険料額
 決定通知書兼特別徴収変更
 開始通知書」を送付します。

▼介護保険料が年金から天引
 きされる特別徴収の人には
 8月上旬に「介護保険料額
 決定通知書兼特別徴収変更
 開始通知書」を送付します。

▼年金天引きの人へ
 介護保険料が年金から天引
 きされる特別徴収の人には
 8月上旬に「介護保険料額
 決定通知書兼特別徴収変更
 開始通知書」を送付します。

▼介護保険料が年金から天引
 きされる特別徴収の人には
 8月上旬に「介護保険料額
 決定通知書兼特別徴収変更
 開始通知書」を送付します。

お知らせ
**介護保険料が
 決定**

◆令和元年度 所得段階別保険料 ※第1段階から第3段階の保険料が変わります。

段階	課税状況	所得の基準額	保険料率	年額 (円)
1	生活保護または老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税		0.375	25,450
		合計所得金額(※1) + 年金収入(※2) 80万円以下		
2	世帯全員が非課税	合計所得金額+年金収入 80万円超～120万円以下	0.625	42,410
3		合計所得金額+年金収入 120万円超	0.725	49,200
4		合計所得金額+年金収入 80万円以下	0.9	61,080
5	本人が非課税 (世帯の誰かは課税)	合計所得金額+年金収入 80万円超	1	67,870
6		合計所得金額 120万円未満	1.2	81,440
7	本人課税	〃 120万円以上 200万円未満	1.35	91,620
8		〃 200万円以上 300万円未満	1.6	108,590
9		〃 300万円以上 500万円未満	1.8	122,160
10		〃 500万円以上	2.1	142,520

※1 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額。
 ※2 国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のこと。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。

広告掲載欄